

自動車の運転を控えるよう助言を受けた方へ

病気や障害、服薬などの影響により、医療機関から「自動車の運転を控えるよう」助言を受けることがあります。

これは、医学的な観点から「運転中に交通事故を起こしてしまうおそれ」があるからです。主治医や薬剤師から「運転を控えるよう」助言を受けたら、決して自動車を運転してはいけません。助言を無視して運転し、交通事故を起こした場合、通常の交通事故ではなく、「危険運転致死傷罪」に問われる可能性があります。

例) 発作が再発する可能性があるので、運転を控えるよう主治医から助言を受けたのに、助言を無視して運転し、運転中に発作を起こして事故を起こした。

「危険運転致死傷罪で懲役刑」

年間 104 件の交通事故が病気や障害の影響での危険運転致死傷として起訴 (H29)

運転を控えるよう助言を受けるケース

- ★ 意識障害などが起こるおそれがある場合
- ★ 認知機能の障害や低下のおそれがある場合
- ★ 運転禁止医薬品を服用している場合
- ★ 安全な運転操作が出来ないおそれがある身体状況等



免許証は次回更新まで持っていて構いませんが、
運転再開の許可が出るまでは運転は控えましょう (^^♪



このチラシは日本身体障運転者支援機構が発行し、
医療機関等が配布しています。

私たちは病気や障害のあるドライバーの安全運転を支援する
ボランティア組織です。

相談はホームページから受け付けています。 www.hcd-japan.com

医療機関名

主治医名